

江戸期の「常陸名所図屏風」の伝来——留守家文書の紹介を兼ねて

The owners of the Hitachi Meishozu Byobu in the Edo period: Introduction of the Rusu Family Documents

猪岡 萌菜*

INOOKA Moena

要旨 岩手県奥州市水沢の商家に伝来した「常陸名所図屏風」(個人蔵、茨城県立歴史館寄託)は、十七世紀末期頃の常陸国を主題とする名所風俗図屏風である。本屏風の制作背景を今に伝える文献史料はなく、明治半ばに既に商家の所蔵となっていたことは明らかであるが、それ以前の伝来も不明であった。しかし、江戸期を通じて水沢を治めた水沢伊達家(留守家)の留守家文書(奥州市立水沢図書館蔵)の近世文書の中に、同屏風を指す可能性の高い記述が見出された。そこで留守家文書の記述を手掛かりに、屏風の江戸期の伝来を考察し、同屏風が常陸国の豪商の注文で制作された後、水沢伊達家の手に渡り、その後幕末から明治初期にかけて流出して商家の所蔵となった可能性を提示した。

はじめに

近年新たに紹介された「常陸名所図屏風」(個人蔵、茨城県立歴史館寄託)は、十七世紀末期頃の常陸国の景観を俯瞰構図でとらえた名所風俗図である。^①中屏風とやや小ぶりのサイズながら、近世前半期の常陸国の様相を、細緻な風俗表現とともにヴィヴィッドに描いた本屏風は、主題を同じくする類例が現状では見当たらず、絹本である点からも詠え物と考えられる。しかしながら、その伝来については不明点が多い。

本屏風は、岩手県奥州市水沢で漁網業を営んでいた菊地家(菊養漁網店)に伝来し、その後も同地の個人宅に伝えられてきた。茨城県久慈村(現・日立市)の漁業家である三代芳松(一八七四—一九三九)の自伝回想録中に、明治二十五年(一八九二)頃に漁網を買いに菊養漁網店を訪れた際、本屏風に該当する屏風を見たという記録が残されていることから、明治半ば頃には既に菊地家の所蔵となっていたことが判明しているが、それ以前の伝来は詳らかではない。^②

しかしながら、江戸期を通じて水沢を治めた水沢伊達家(留守家)の留守家文書のうち、近世関係文書数点に記録が見られる水沢伊達

家所有の屏風の中に、「常陸名所図屏風」に該当する可能性が高いものが存在することに気が付いた。当該史料はこれまで見落としていたものだが、史料中の屏風が「常陸名所図屏風」であれば、新たに江戸期時点での本屏風の伝来を示す史料ということになる。そこで本稿では、当該史料を紹介し、合わせて屏風の伝来について改めて考察する。

一 明治期の屏風の伝来

まず、三代芳松の自伝の中の記述をもとに、明治の時点での屏風の伝来について、筆者がこれまで検討してきた内容を確認しておきたい。芳松の自伝回想録は、昭和三年（一九二八）八月、五十四歳の芳松が子孫に伝えるべきことを口頭で語り、芳松五男の仁四郎が口述筆記したものである。以下、屏風の伝来に関わる部分を引用する。^③

此度ハ拾八才ノ時仙台市水沢ノ菊地要蔵様へ網買ヘニ唯一人デ行ツタ事ヲ書コフ、

旧八月末ノ頃ト思イマシタ、仙台市ヨリ五、六里前デ少シ雲ガ出テ来テ時雨ガヨク／＼降り雪ノ様フニ白クナリマシタ、何気ナク水沢駅ニオリ菊地要蔵様ノ店ヘ行キマシタ処ガ其ノ夜ノ中ニ様氣違イノ為急ニ病氣ニ成リマシタ。医者ヲ頼ンデ貰ヒ色々ト御世話ニナリマシタ、明日ノ朝枕元ニ六枚ノ屏風ヲ立テマシタ。処御主人ガ貴方ハ茨城県ノ人ダネ、此ノ屏風ガ分リマスカタ言ハレマシタ、ソレデマダ拾八才デスカラ分リマセント答イタ、然シ此所ガ鹿島ノ要石ダソウデスト云ハレテ成程良ク見タラ

バ、銚子ヲ書キ、利根川ヲ書キ、土浦ヲ書キ、高浜ヲ書キ、水戸ヲ書キ、那珂川ヲ書キ、磯浜ヲ書キ、其間鹿島浦ハ全部有ルデハナイカ、ソレデ此所ハ何様、此所ハ何様ト主人ニ云イマシタ。此ノ屏風ハ水戸様ヨリ仙台ヘ養子ニ行ク時ニ御持チニナツタ物ダソウデスト主人モ好ク／＼喜ンデ此ノ話ヲ聞カシテ下レマシタ、

芳松が十八歳の頃、水沢の「菊地要蔵様」、すなわち菊養漁網店の店主である菊地養蔵のもとへ一人で網を買いに行き、そこで茨城を描いた屏風を見た、という内容である。この時に菊養店主から見せられた屏風が「常陸名所図屏風」で間違いなく、芳松の年齢から、これが明治二十五年頃であることが判明する。つまり、明治半ばに屏風は既に菊地家にあつたのである。なお、この時に芳松が見た傍線部①「六枚ノ屏風」とは、屏風の左隻だけであつた可能性が高いことは、別稿で述べた通りである。^④

筆者は、「常陸名所図屏風」が常陸国の水運業に携わる豪商——具体的には那珂湊を拠点とする廻船問屋のような富裕な商人によって注文制作されたものであると考えている。^⑤つまり、本屏風は常陸国を生活基盤とする注文主のまなざしを前提として制作されたものであり、制作からいかにほどの時を経て何らかの事情で流出し、その後幾度か持ち主を変え、菊地家に入ったのであろうと推測してきた。芳松の自伝後半の傍線部②、「此ノ屏風ハ水戸様ヨリ仙台ヘ養子ニ行ク時ニ御持チニナツタ物ダソウデス」という一文について、「水戸様」という呼称が一見水戸徳川家を指すように思われるが、江戸時代を通じて水戸徳川家と仙台伊達家には養子関係はなく、家格と

して当然ながら、水沢伊達家も同様であることについては、既に別稿で述べた。⁷⁾その後博士論文では、傍線部②直前で芳松が菊養店主に屏風の画中景観について「此所ハ何様、此所ハ何様」と語っていることに鑑み、「水戸様」の「様」は敬称ではなく、方角、方向、方面を意味する接尾語として意味を取るべきで、よって「水戸様」は「水戸の方」「水戸方面」を意味し、水戸の方から仙台（＝水沢。芳松は水沢を「仙台市水沢」と認識している）に養子に入った何者かが持参したのが「常陸名所図屏風」であると解釈した。すなわち、屏風は明治半ば以前に菊地家、あるいは菊地家に近い関係にある家へ水戸から養子に來た人物が水沢へもたらしたものであり、水戸の商家と水沢の商家の養子縁組という、商家間の関係の中で伝えられたものと推測したのである。⁸⁾

しかし先に述べた通り、その後、近世の留守家文書の中に、「常陸名所図屏風」である可能性が高い屏風についての記述が見られることに気が付いた。よって続いて、当該史料を紹介し、改めて屏風の伝来を考えることとしたい。

二 史料紹介

水沢伊達家は、建久元年（一一九〇）に陸奥国留守職を任ぜられた伊沢家景（？―一二二二）を祖とし、留守氏を称した。中世末期以降は伊達氏傘下となり、伊達政宗（一五六七―一六三六）の叔父留守政景（一五四九―一六〇七）のように、伊達氏からの入嗣での当主が相次いだ。政景の子である宗利（一五九〇―一六三八）の代の寛永六年（一六二九）、水沢城（水沢要害）に入り、以後、仙台

藩一門の水沢伊達家として明治維新を迎える。なお、同家は十三代邦寧（一八三〇―一七四）の頃に再び留守に復姓しているが、本稿では主に江戸期のことを中心に論じるため、以後本稿で用いる呼称は便宜上、文書名にも採られている「留守家」ではなく、「水沢伊達家」で統一する。

この水沢伊達家に伝えられた留守家文書は、同家から昭和二十五年（一九五〇）に水沢市（現・奥州市）に委譲され、現在は奥州市立水沢図書館の所蔵となっている。『留守家古文書目録』によれば、中世関係文書一八〇点、近世関係文書一三五五点、近代関係文書二九七点、他に絵図類一四九点からなる。⁹⁾中世文書については、水沢市立図書館編『解説中世留守家文書』（水沢市立図書館、一九七九年）が刊行済みであり、近世文書については、昭和六十三年以来、水沢古文書研究会の方々の翻刻により、『近世留守家文書』が、概ね年一冊のペースで現在も順次刊行中である。

今回取り上げる史料は、近世関係文書の目録番号八〇「御屏風御本帳」および目録番号八一四「諸役所道具本帳 宗衡書」の二点である。¹⁰⁾

目録番号八〇「御屏風御本帳」は九丁のみの薄い冊子で、文久元年（一八六一）八月に、当時の水沢伊達家十二代当主である伊達邦命（一八二六―一六五）の命で、屏風の張替えや手入れをした際に記された屏風台帳である。¹¹⁾目録番号八一四「諸役所道具本帳 宗衡書」は、十一代伊達宗衡（一七九九―一八六六）の頃、文政十三年（一八三〇）十一月に改められた、同家の諸役が管理する諸道具類の台帳で、同家所有の刀剣類や茶道具、屏風を含めた絵画、書籍等が書き上げられた縦帳である。これらの史料によって水沢伊達家が

所有する屏風の画題が分かる他、後述するが、絵師や伝来背景が記されている場合もある。二点の史料はそれぞれ『近世留守家文書』第二集、第三十一集に全文翻刻が掲載されているが、この度原本の閲覧が叶ったため、改めてここに翻刻し紹介する。ただし目録番号八・一四は縦帳形式で丁数が膨大であり、本稿では主に「常陸名所図屏風」の伝来を考察するのが主眼であるため、屏風について記した箇所のみを抜粋する。同史料の全文は、前述の『近世留守家文書』第三十一集を参照されたい。

二点の史料内容は以下の通りである。年代の古いものから、【史料1】目録番号八・一四「諸役所道具本帳 宗衡書」、【史料2】目録番号八〇「御屏風御本帳」の順で紹介する。なお翻刻に際し、旧字は新字に改め、私に読点と傍線、傍注を付した。また、朱書で文字の訂正が入る場合は、訂正後の文字を翻刻している。

【史料1】目録番号八・一四「諸役所道具本帳 宗衡書」⁽¹³⁾

(表紙)

文政十三庚寅

諸役所道具本帳

十一月改 宗衡書

(本文)

〔前略〕

(朱書)

〇坊主方

- 一、金屏風一 双箱入、涌谷^{ろく}之御持参、但絵様白菊、木綿こい浅黄袷紗六幅二枚
- 一、金屏風一 双箱入、涌谷^{ろく}之御持参、但絵様じやかうという木綿袷ふくさ六幅二枚

- 一、金屏風一 双箱入、涌谷^{ろく}之御持参、但絵様扇子絵、ひとへ絹浅黄袷紗六幅二枚
- 一、金屏風一 双、但絵様西王母、木綿こい浅黄袷紗五幅二枚
- 一、金屏風一 双、涌谷^{ろく}御持参、但絵様鶴、木綿薄浅黄袷紗五幅二枚
- 一、金屏風一 同二双、但絵様八嶋合戦 一、金式枚屏風一 双但絵様雄子
- 一、金砂子枕屏風一 双箱入、但鶺鴒にすゝき萩、高サ二尺、絹ふくさ二枚
- 一、金屏風一 双箱入、但絵様大職冠
- 一、黒絵屏風一 箱入一 双、品川様御直筆、但絹裕浅黄袷紗二枚五幅二枚、棒共二有り
- 一、水戸之絵屏風一 黒ぬり箱入一 双、但裕浅黄袷紗五幅二枚

但棒共二有り

- 一、簾屏風一 箱入一 双、但木綿裕浅黄袷紗五幅二枚、棒共二有り
- 一、筑立屏風一 間焼秋そてつ押様 一、屏風金具十六
- 一、並屏風一 双但巻八龍、一 双八虎の絵 一、金砂子屏風一 箱入一 双、但松竹梅小鳥之絵
- 一、短冊屏風一 双但寛政十一年新規仕立

右八仙表二有り

〔後略〕

【史料2】目録番号八〇「御屏風御本帳」⁽¹⁴⁾

(表紙)

文久元年八月吉日

御屏風御本帳

(本文)

- 文久元年
- 邦命君以
- 思召御屏風一字御張替

御手入之上御始末相成候
此末龜末之取扱不仕様

嚴二被

仰出候事

綱宗様御筆

一、山水之画御屏風 一双

但御宝蔵御始末

一、麝香之画金御屏風 一双

一、西王母之画金御屏風 一双

一、扇形地紙色之御屏風 一双

一、白菊之画金御屏風 一双

一、鶴之画金御屏風 一双

一、八嶋之画金御屏風 一双

一、十二ヶ月之画御屏風 一双

一、雉子之画金御屏風 一双

但二枚折

一、着色山水之画四尺御屏風 一双
(画脱力)

但水戸之御屏風と唱来候事

一、鶉之画御腰屏風 一双

一、四季花之画御屏風 一双

但柏印

餘目久右衛門(印)

小圃助衛門(印)

高橋勘七郎(印)

稲沢今三郎(印)

八幡市之丞(印)

小幡源之助(印)

鈴木弘人(印)

内田勘之丞(印)

菊地道誠(印)

このように、屏風の画題やサイズ、場合によっては制作者や来歴をある程度うかがい知ることができる。また、【史料1】からは、屏風が坊主方の管理下にあったことが分かる。¹⁵⁾ 二点の史料の作成はそれぞれ文政十三年、文久元年と、両者の間には三十年ほどの開きがあるが、例えば白菊図や西王母図、屋島合戦図、雉子図、そして「品川様」、すなわち仙台藩第三代藩主伊達綱宗(一六四〇—一七一七)直筆の山水図屏風など、同一作品を指すとみなせるものが多い。綱宗筆の山水図は【史料1】に「黒絵」とあるので、水墨画であったのだろう。一方、文政十三年には存在した大職冠図や簾屏風、「焼杓そてつ押様」の衝立、二双形式の龍虎図、寛政十一年(一七九九)に新たに仕立てたという但し書きが付される短冊屏風は、文久元年の記録には見られない。¹⁶⁾ 反対に文久元年には「十二ヶ月之画」という月次絵であろう作品が新たに増えており、三十年の間に多少の変動もみられるようである。

ここで注目したいのは、傍線部、【史料1】に「水戸之絵屏風」、【史料2】に「着色山水之画四尺御屏風 一双 但水戸之(画)御屏風と唱来候事」とそれぞれ記された屏風である。両者の記述を合

わせると、着彩の山水表現が見られる作品で、「水戸」を主題としており、大きさは四尺であることが分かる。【史料1】の但し書きによれば、五幅という大きな「袷浅黄服紗」と棒が付随していたという。袷紗は掛袷紗で、棒とは箱入りの屏風を運搬するためのものと推測される。

現状の「常陸名所図屏風」は、各隻縦一二四・五cm×横三〇七・〇cmでサイズが一致している。一方、現在の屏風収納箱は白木の杉材であるので、この点は【史料1】に「黒ぬり箱入」とあるのと異なるが、箱は修復等の際に改められることもある。同屏風に水戸城や城下は一切描かれていないが、特に右隻を中心に、画中景観の多くを占めるのは水戸藩領である。⁽¹⁸⁾史料中の「水戸」とは大まかに水戸藩を指すものと考えれば、この屏風が「常陸名所図屏風」である可能性が極めて高い。すなわち、「常陸名所図屏風」は文政十三年の時点で、水沢伊達家に存在していた可能性が考えられるのである。

三 屏風の伝来再考

そこで、先に紹介した史料の記述を踏まえて、改めて「常陸名所図屏風」の江戸時代後期から明治にかけての伝来を考察してみたい。先に述べた通り、【史料1】および【史料2】に記された屏風が「常陸名所図屏風」であれば、同屏風は文政十三年には既に水沢伊達家にあったことになる。

ここでまず着目したいのが、【史料1】所載の屏風に付された但し書きである。ここにはそれぞれの作品に関して、例えば「涌谷方之御持参」「品川様御直筆」「右八仙表二有り」のように、来歴や作

者、所在地が記されている場合がある。「涌谷」とは水沢伊達家と同じく、仙台藩の一門である涌谷伊達家を指すので、涌谷伊達家から持参したもの、ということになる。水沢伊達家六代の村景（一六九〇—一七五三）が涌谷伊達家の出である他、十代村福（一七七五—一八三〇）の室が涌谷伊達家の出身であるなど縁戚関係があるので、そのような関係性の中でもたらされたものであろう。「品川様」は既に述べた通り伊達綱宗で、「八仙表」は仙台表の意となる。

こうした記述は今回抜粋した坊主方の屏風だけに限らず、例えば茶道方が管理する茶道具の中の掛軸では、「法印探幽筆」^(伊達家蔵)「画所預正五位下土佐守藤原光貞筆」^(福岡政孝蔵)「波響筆」のように絵師名が判明しているものについては明記されている。また、作品の来歴についても、何らかの機会に新たに詠えたものであればそれを明記し、「文政五年十月三日、齊義公御成之節拝領」^(伊達家蔵)「正山様御遺物として宗衡拝領」^(仙台藩十一代伊達斉義蔵)「寛政十一年、坂野玄秀献上」のように誰からの進物か、場合によっては入手した年月日まで記されるケースもある。絵画に限らず、茶器や刀剣類も同様で、特筆すべき来歴がはつきりしているものは、逐一それを明記している。そして名前が挙がる人物は、仙台伊達家や仙台藩家臣の諸家など、伊達氏の周辺人物である場合が多いという傾向がある。

一方、「水戸之絵屏風」の但し書きには、こういった屏風の伝来に関わる文言は見られない。ここで、続いて【史料2】の記述に目を向けると、こちらには屏風の画題について、「水戸之（画）御屏風と唱来候事」とある。「唱来」の意味が取りにくいのが、『日本国語大辞典』によれば、「唱え」には「声を立てて読むこと」の他に「評

判」の意味もある。よって「水戸（の絵）の御屏風」と言い伝えられてきた」のような意味で解釈できよう。

つまり、文政十三年十一月には既に水沢伊達家が所蔵していた「水戸之絵屏風」は、来歴や絵師の名が記されていないことから、この時点で既に具体的な制作背景や、いつから同家にあったのかといった伝来が詳らかではなかった可能性が推測される。文久元年には「水戸之（画）御屏風と唱来候事」と、いささか間接的に画題を挙げるようになっており、画中景観もあまり詳しくは分からなくなっていたのではなからうか。したがって、史料中に記された屏風が「常陸名所図屏風」そのものであっても、文政十三年十一月以前の、一体いつから水沢伊達家にあったのかまでは分からない。絵師や制作背景、制作時期が明らかなものについてはそれらを細かに記載していることから、そうした記述が見られない本屏風は、水沢伊達家をはじめ、仙台伊達家など、仙台藩の諸家の周辺で制作されたものではない可能性が高いと考えるべきである。少なくとも史料が記された時点で、そのような認識はなかったのである。これに加えて、【史料2】では綱宗筆の山水図屏風に對して、「但御宝蔵御始末」という、他の屏風とは異なる扱いが記されている。これは仙台藩の藩主直筆の作品であることに由来する格別の扱いと考えられるため、こういった文言を伴わない「水戸之（画）御屏風」は、やはり藩主や水沢伊達家周辺に由緒を持つ作品とはみなされていなかったようである。

はじめに言及した通り、筆者は「常陸名所図屏風」は那珂湊の廻船問屋のような豪商の注文で制作されたものであると考えている。屏風に描かれた常陸国の景観は、そこで生活する者にとって意味を持ちうるものとして表されている。こうした見解と、本稿での史料

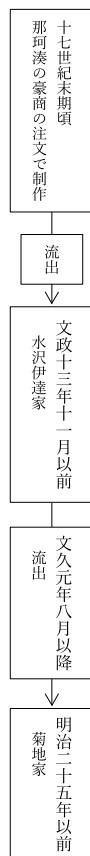
の検討結果を踏まえ、史料中の「水戸之絵屏風」「水戸之（画）御屏風」を敢えて積極的に「常陸名所図屏風」であるにとらえるならば、常陸国内部で享受されるために作られた本屏風は、何らかのタイミングで当初の注文主の手を離れ、常陸国から流出し、文政十三年十一月以前に水沢伊達家の所蔵となった。文政十三年の時点で詳しい来歴が記されていないことから、屏風の伝来に関わる付帯情報は既に曖昧になっていった可能性が高く、よって恐らくこれよりは幾分早い時期に同家の所有するところとなっていたのであろう。

これまで筆者は、本屏風が漁網店の菊地家に入った経緯について、明治中期のことを回想した三代芳松の自伝の記述から、商家間の養子縁組によって常陸からもたらされた可能性を考えてきた。しかし、留守家文書の記述から、商家間の関係性の中での伝来ではなく、一度水沢伊達家を経てから再び商家である菊地家の所蔵となった可能性が高いものと考えられる。水沢伊達家に伝来した時期は文政十三年十一月以前であるが、具体的にいつ頃なのかは判然とせず、また同家に移る以前に、当初の注文主とは異なる何者かの手に渡っていた可能性も、当然考えられる。同様に、少なくとも文久元年八月の時点で同屏風が水沢伊達家にあったことは裏付けられるが、その後水沢伊達家から直接菊地家へと移ったのか、それとも他家に流れてから菊地家に入ったのか、この点も明らかではない。

留守家文書のうち、近代関係文書（翻刻未刊行）の中には、目録番号二三「留守家宝物目録」^⑨、年紀が明らかなものだと年代順に、目録番号一五「大番頭御蔵并南御屋敷御道具御始末□□」（明治二年八月追調。前半部分に破損があり、表紙、本文ともに一部判読不能）、目録番号四六「御掛物御手鑑類御帳」（明治十二年卯八月十二

日)、目録番号二八「御東松森御道具明細記」(明治三十一年八月十一日調之)と、明治以降の水沢伊達家が所蔵する絵画や茶道具類が分かる史料が複数点ある。しかし、これらの中に「常陸名所図屏風」とみなせる屏風は見出せなかった。伝存する近代関係文書の中これらの史料が、同家の宝物類すべてを網羅した台帳であるかは判然としないため、あくまでも推測になるものの、確かな記録が見られる文久元年八月より後、幕末か明治初期の段階で、屏風は水沢伊達家から下賜されるか、もしくは売却などで流出し、明治半ばまでに菊地家に入ったものと考えられよう。実際に、明治維新以降の財政難で、水沢伊達家は宝物類の多くを手放している。そうは言っても、仙台藩一門の家格を持つ武家の調度であった屏風が、城下の豪商とはいえ、一商家に直接下賜されるのかはやや疑問で、水沢伊達家から菊地家に移る間には、さらに別の家の所有となっていた可能性も考えられるだろう。

ここまで述べた屏風の伝来を分かりやすく図式化して整理すると、以下ようになる。



またこれについては、別の疑問も生じてくる。三代芳松の自伝回想録の記述に立ち戻ると、菊養(菊地家)店主は芳松に対し、「常陸名所図屏風」は「水戸様ヨリ仙台へ養子二行ク時二御持チ二ナツタ物ダソウデス」と話したとある。本屏風が水沢伊達家から流出、あるいは下賜されたものであるならば、そちらの由緒こそを誉れ高

いエピソードとして伝え聞かせるのではなからうか。実際に、かつての水沢城下である奥州市水沢の旧家では、「留守家のものだった」との謂れを持つ絵画を大切に伝えているところがある。水沢伊達家のお膝元である水沢では、かように旧領主の名が、古い文物の由緒として存在感を維持し続けているのである。芳松の自伝は明治半ばのことを昭和初期になってから回想しているもので、また口述筆記でもあるので、細かな情報の抜けや漏れ、芳松自身の記憶違いも当然あるだろう。とは言えやはり、水沢伊達家というネームバリューに屏風が直接結び付けられていないのはいささか疑問で、伝来情報が随分と曖昧になっている印象は拭えない。屏風の伝来に関する言説は、すべて伝聞のレベルにとどまっている。

よって留守家文書に見られる屏風が果たして本当に「常陸名所図屏風」と同一のものであるのか、ここでは敢えて断定は避け、現時点で推測しうる可能性と、根拠となる史料の提示にとどめ、諸賢の判断を仰ぎたい。いずれにしても、注目すべき史料であることは間違いない。

おわりに

本稿では、近世の留守家文書を紹介し、その内容を踏まえて江戸後期から明治中期にかけての「常陸名所図屏風」の伝来として、改めて考え得る可能性を提示した。今回取り上げた二点の留守家文書、そして三代芳松の回想録との間には、それぞれ三十年ほどの時間経過があり、その間のことは残念ながら詳らかではない。また、留守家文書中に見える屏風が仮に「常陸名所図屏風」であったとしても、

一体いつ水沢伊達家に入ったのかも明らかではない。先に本文中で触れたが、「諸役所道具本帳」に記されたいくつかの屏風の但し書きに「但棒共二有り」とあるのは、恐らく屏風の収納箱を運搬するための棒であると考えられる。⁽²⁰⁾ この点に鑑みるならば、棒が付随する「水戸之絵屏風」は、どこから運搬されてきた、すなわち移管されたものである可能性を考えてもよいだろう。

依然として不明点は多く残るが、屏風の制作背景や伝来に繋がる史料のさらなる探索を進めたい。

【附記】

留守家文書閲覧に際し、奥州市歴史遺産課の高橋和孝氏、奥州市立水沢図書館の皆様にご高配を賜りました。末筆ながら記して御礼申し上げます。

- (1) 屏風の全図を含めたカラー図版は、『茨城の宝Ⅰ』（茨城県立歴史館、二〇一六年）、添田仁編『第十六回茨城大学人文社会科学部地域史シンポジウム記録集 旅人たちが観た水戸藩―旅日記・名所絵を読む―』（茨城大学人文社会科学部、二〇二三年）、茨城大学学術情報リポジトリにて、カラー図版を含めた全文の閲覧可能、『那珂川ヒストリー―水と共に生きた人々―』（水戸市立博物館、二〇二三年）に掲載されている。
- (2) 三代芳松の自伝回想録は瀬谷義彦『茨城地方史余話』（郷土文化文化研究会、二〇〇九年）所収。この史料中に「常陸名所図屏風」に該当する屏風が登場することについては、川崎和明「久慈浜の偉人三代芳松の日記に「常陸名所図屏風」を見る」（日立市郷土博物館「市民と博物館」一一八、二〇一六年）。史料内容の吟味については猪岡萌菜「歴史随想」「常陸名所図屏風」をめぐる「忘却」と「発見」（『千葉史学』六九、二〇一六年）を参照のこと。
- (3) 注(2) 瀬谷前掲書、一二二頁。以下、同史料の引用は同書に基づく。

- (4) 傍線は筆者による。
- (5) 注(2) 猪岡前掲稿。
- (6) 猪岡萌菜「常陸名所図屏風」の表現意識―近世名所図屏風の系譜に照らして―（『美術史』一八三、二〇一七年）および、猪岡萌菜「常陸名所図屏風」の那珂湊と大洗」（『地方史研究協議会編『海洋・内海・河川の地域史―茨城の史的空間―』雄山閣、二〇二二年）。
- (7) 原口知武「常陸名所図屏風」についての考察（『茨城県立歴史館報』、二〇一七年）では、これを水戸徳川家、次いで記される「仙台」を仙台伊達家と解釈し、安政三年（一八五六）に水戸藩九代藩主徳川斉昭の娘八代姫（一八四一―一八九九）が、仙台藩十三代藩主伊達慶邦（一八二五―一七四）の後室となった際の輿入調度品として「常陸名所図屏風」を持参した可能性を提示している。
- (8) 注(2) 猪岡前掲稿。
- (9) 猪岡萌菜「常陸名所図屏風」研究―近世における名所風俗図屏風の展開―（二〇二二年）第一章第二節「伝来について」（博士論文）。
- (10) 水沢市立図書館編『留守家古文書目録』（水沢市立図書館、一九七六年）。以下、留守家文書の目録番号は注(9) 前掲目録に基づく。
- (11) 目録番号八〇の下書として、目録番号一六九「御屏風御本帳下書」がある。こちらは清書である目録番号八〇と突き合わせると、清書を邦命へ献上したことが記される点や巻末の署名が省略されると、清書を邦命への、基本的な内容を同じくするため、今回は参照に留め、全文は取り上げない。なおこの史料は水沢古文書研究会編『近世留守家文書』第十四集（水沢市立図書館、二〇〇二年）に全文翻刻が掲載されている。
- (12) 水沢古文書研究会編『近世留守家文書』第二集（水沢市立図書館、一九八九年）、第三十一集（奥州市立水沢図書館、二〇二〇年）。
- (13) 本文の一つ書きそれぞれに朱で合点が付されるが、ここでは略す。
- (14) 丁同士をまたいだノド等に押印が見られるが、これらは略す。
- (15) 坊主方では屏風の他、刀掛や煙草盆、燭台、火鉢等を管理しており、史料では屏風に続いてこれらが列挙される。
- (16) 『史料1』の「松竹梅小鳥之絵」の金砂子屏風は、『史料2』の「四季花之画御屏風」に該当するか。
- (17) 「着」の一字は、元は「黄」と書かれていたものが朱書で訂正されている。また、下書である目録番号一六九「御屏風御本帳下書」では、但し書き以下が「水戸之画御屏風と唱来候事」とある。
- (18) 詳しくは注(5) 猪岡前掲論文、二〇一七年。

- (19) 目録番号一三は二三の冒頭部分と内容を同じくするが、冒頭のみで、後半部を欠く不完全なものかと推測される。
- (20) 類似の用例を探すと、例えば『大野市史』第九卷所収「四三八 遊行上人来国二付先触」(寛政六年二月)の中に、「一、同惣外箱 壹 但棒有」(大野市史編さん委員会編『大野市史』第九卷(用留編)(大野市、一九九五年)、三〇六頁)とあるように、棒が外箱に付随している事例を見出せる。